

奈良県有機農業推進計画

平成21年3月18日制定
奈良県

「有機農業の推進に関する法律(平成18年12月法律第112号)」並びに「有機農業の推進に関する基本的な方針(平成19年4月27日)」に基づき、有機農業の推進に関する施策の基本となる「奈良県有機農業推進計画」を策定し、その具現化を図るために有機農業の推進に関する施策を総合的に講じる。

1. 有機農業の現状と今後の方向

(1) 有機農業の現状と課題

本県における有機農業は、その栽培技術の開発・普及、販路開拓を、主として農業者自らが行う、ごく限られた範囲での取り組みであったため、通常の慣行農業に比べ、生産者・生産量が少なく、試験研究や普及指導の対象も限定的なものに終わっていた。

近年、長年有機農業に取り組んできた成果が認められ、都市の消費者と結びついた販売を拡大する生産者がみられるなど、本県の有機農業は徐々にではあるが各地で盛り上がりつつある。

(2) 関連施策の推進状況

本県では、消費者の安全・安心志向及び環境保全意識が高まる中、農業生産における環境負荷低減と農業の持つ資源循環機能の維持増進を図るため、エコファーマーの認定促進や農地・水・環境保全向上対策先進的営農の推進等を行うとともに、生産者だけでなく消費者の参画を得、共に環境保全型農業を推進している。

(3) 有機農業の今後の推進方向

県民の健やかで豊かな暮らしの根幹である、食の安心及び環境保全、生態系保全を推進するために、有機農業の取り組み拡大に向け、県として積極的な推進を行う。

2. 本県における具体的な推進事項

(1) 有機農業技術の開発・普及の促進

農業者が有機農業に容易に取り組むことができるように、すでに有機農業において一定の成果をあげている農業者の協力を仰ぎながら、有機農業技術の体系化と技術開発に取り組む。

また、有機農業に関する相談、指導を行う普及指導員を育成・配置するとともに情報窓口を設置して、確立された技術の速やかな普及に努める。

(2) 有機農業に対する消費者の理解の促進

有機農業の推進に当たっては、消費者の有機農業を含む環境保全型農業に対する理解の増進が重要であることから、食育、地産地消、農業体験学習、生き物調査、都市農村交流等の取り組みを通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携の促進を図る。

(3) 有機農業者と流通業者・販売業者・消費者等の連携促進

消費者・実需者のニーズに応え、有機農業により生産される農産物の流通販売及び利用の拡大が図られるよう、情報収集・発信等に努め、農業者が従来行ってきた消費者との直接販売についても、一層の販路開拓・拡大の支援を行う。

3. 推進体制の整備

(1) 国との連携

国との連携を密にし、国の各種調査結果や独立行政法人の試験研究成果、また国の行う事業等を活用し、効率的な有機農業の推進を図る。

(2) 関係部局との連携

行政、研究、普及組織の連携を密にし、また、食育・地産地消・都市農村交流・流通販売等に関わる関係部局との連携を図り、一体的な推進に努める。

(3) 市町村、JA、民間団体等との連携

市町村の有機農業推進計画策定を促し、各市町村段階における推進体制の強化を図るとともに、関係機関や関連団体と協力・連携して有機農業の推進を図る。

また、有機農業を目指す者が身近に相談することのできる窓口の設置を働きかけ、現場に直結した相談体制の構築に努める。

4. その他有機農業の推進に必要な事項

(1) 調査の実施

有機農業の推進に必要な施策を検討するために、生産、流通及び販売状況の把握や消費者ニーズの把握等、必要に応じて調査を実施する。

(2) 意見の反映

推進にあたっては、県環境保全型農業推進協議会や各種意見集約の場を積極的に設定し、有機農業者その他の関係者及び消費者の意見を聴取し、その意見の反映に努める。

(3) 情報の受発信

有機農業者に対して、有機農業の取り組みに関わる必要な技術情報、支援施策及び消費者や実需者の情報の受発信を積極的に行う。

(4) 有機農業により生産される農産物の認証推進

有機農業により生産される農産物について、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格の認証等を推進するとともに、認証を希望する生産者に対して、助言指導など必要な支援措置を講じる。

5. 推進計画の見直し

この推進計画については、おおむね5年間を対象として定めるものとするが、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢の大きな変化や、施策の推進状況等によって本計画の見直しが必要となった場合は、適時適切に検討することとする。